



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 36(3), 553-555
Issue Date	1985-10-15
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16503">https://hdl.handle.net/2115/16503</a>
Type	other
File Information	36(3)_p553-555.pdf



## 北海道大学法学部法学会記事

○昭和五九年一月二十九日(木)午後一時半—五時

「一六世紀フランス・ユマニスム法学について—フランスにおける法の実定化の歴史によせて」

報告者 小川 浩 三氏

(北海道大学助教授)

現代フランスの代表的法思想史家A・J・アルノは、フランス民法典を、自然法論Ⅱ近代的傾向とジャンセニスムⅡ伝統的傾向との和解の産物と捉えた。報告者は、後者を合理主義に懐疑的な実証主義の精神と捉えなおし、これを少くともトマス・アキナスにまで遡りうるといふ仮説(これ自体はアルノも指摘している)に立って、アルノが分析をしていない、一六世紀のユマニスト達について、この精神の確認を試みた。

まず、ポティエの宣誓論(アルノは近代的傾向にあるものとするが)を取り上げ、そこにおける「外面の法廷」と「良心(内面)の法廷」という二元論の意義を紹介し、こうした二元論が中世教会法において形成されたものであること、およびその神学的背景

(破門論、告解の秘蹟)と法学的諸成果(弁論主義、行為の諸状況)に触れた。

次いで、一六世紀のA・アルチャートの時効論およびその弟子F・コナンの契約論を題材に、「内面の法廷」と「外面の法廷」、自然法と実定国法の二元論を論じた。その主要な点を挙げれば、時効によって実定国法上所有者になる者も自然法上は所有者たりえないこと、時効は訴訟の終了という「公共の利益」に存在理由が求められること、「援用」が「良心の法廷」と「外面の法廷」をつなぐものであること。給付の交換を基礎に据えたコナンの契約観は、それによって「良心の法廷」上の義務と「外面の法廷」上の義務とを分とうとしたトマス以来の伝統に立つものであること、この考えは少なくとも今世紀前半まで受継がれてきたことを論じた。さらに以下のことも論じた。こうした義論の背後には、全知全能の神に対し、人間の知的能力には限界があり、したがって人間の事柄は常に不確定、不安定な要素があるという認識があった(人間主義)こと。そして、部分的にこれを克服するものとして、すなわち確実なものを提供するものとして、裁判制度、立法、書証、問答契約といったもろもろの法制度が理解されていたこと。また、法学方法論のレヴェルでは、個々人の理性の限界の自覚から、演繹的方法よりは帰納的方法が取られ、比較および歴史の方法が主流となり(人文主義)、このような立場から、「書かれた理性」としてのローマ法研究が進められたこと。政治的には、政教分離をめざしたポリテイク派に連なる思想であること。

以上の報告の後で、質疑応答がなされたが、そこで主として問

題となつたのは、実定法の生成、ローマ法研究の意義、互酬性の切斷としての問答契約およびその基礎づけとしての公共の利益等である。

なお、アルチャートの時効論については、吉野悟「アルキアーツウス (A. Aicarius) の『五尺の境界』時効論から——一六世紀から一八世紀の時効史の一部として——」(日本法学 四八卷一号) およびこの論文についての報告者の書評(法制史研究三四号)、コナンの契約論については、「F・コナンの契約理論(1)」(本誌三五卷六号)を参照されたい。

○昭和五九年一月一日(金)午後三時より

「総選挙の考察 一九五八—一九八三」

報告者 川 人 貞 史 氏

(北海道大学助教授)

○昭和六〇年一月二四日(木)午後一時半より

「政策の転換と官僚制の対応—公債発行問題と大蔵省主計局の行動を素材として—」

報告者 山 口 二 郎 氏

(北海道大学助教授)

従来日本の政治、行政学においては、日本の官僚制内部における政策決定過程に関する実証的研究の蓄積が乏しく、官僚制の権力に関する戦前戦後連続論、断絶論という二つの観念論が実証の

裏づけなしに主張、論争されてきた。これに対し、戦後官僚制の動態について、時期区分と、争点とされる政策の性質によって政策決定過程の類型化を図ることが、戦後官僚制研究にとって重要であるというのが本論の基本的着想である。

政策を分類する際には、安定性—適応性、総合性—個別性という二つの軸が分類の基準となる。前者は、政策のタイムスパン、計画性に関する基準である。長期的計画性をもち、他の具体的政策の準拠基準となるような政策を安定的政策と呼び、即時的に問題に働きかける政策を適応的政策という。後者は政策の対象となる範囲の広さのことで、政府の掲げる全政策に関するものを包括的政策とよび、狭い特定の問題に関わるものを個別的的政策とよぶ。この二つを組合せることにより政策の分類が可能になるが、それぞれの政策ごとに決定に参加するアクターは異なり、決定の際の調整の様態も異なる。ここでとりあげる財政政策は総合性が高く、かつ安定的な政策といえる。財政政策は他の諸政策に財源面の裏付けを与えるもので、公債に関する政策は中期的展望を必要とするからである。したがってその検討過程においては官僚制が主要なアクターとなる。

次に戦後官僚制における時期区分の問題については、昭和四〇年代前半を一つの転換期として捕えるのが適当ではないかと考える。この時期には高度成長の結果配分すべき資源の余裕が大きくなり、また日本の経済構造が輸出主導型に大きく変化した。いわば官僚制による計画的な資源配分から、多元的政治過程の中で相互調節的な資源配分へという変化の条件がこの時期に整ったの

である。公債発行に伴う政策転換の過程は、大蔵省主計局がこの変化にどのように対応したかを見るための極めて興味深い素材である。

細かい決定過程の内容の紹介は省略するが、制度の設計の過程はすべて主計局の官僚が担いそこに戦後の大蔵官僚の典型的な思考様式、行動様式が現われている。政治家は公債政策の象徴的側面に影響を与えた。ただしその象徴はまったく無力だったというわけではなく、公債発行を機に予算配分において、生活、福祉という価値が占めるシェアが徐々に拡大していったのである。

なお本報告のもとになった論文は『国家学会雑誌』に掲載中なので、詳しくは『国家学会雑誌』九八巻一・二号、七・八号、九十号を参照されたい。